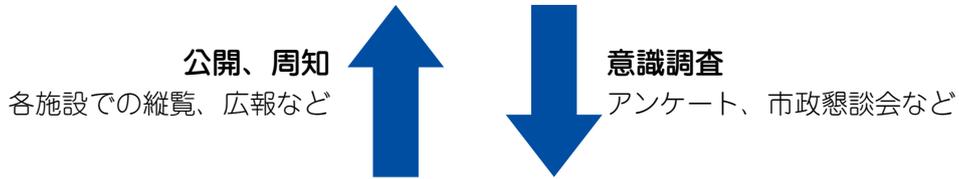


資料編

- 後期基本計画策定体制図
- 岩出市長期総合計画策定本部設置要綱
- 後期基本計画策定の経過
- 用語説明

後期基本計画策定体制図

市 民



岩出市後期基本計画策定本部

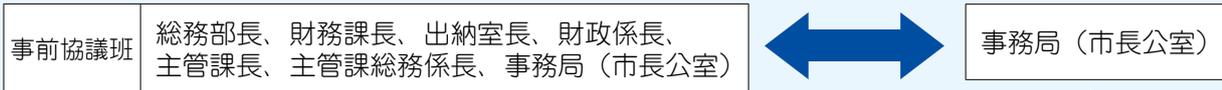
本 部 会	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	総務部長、生活福祉部長、事業部長、上下水道局長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、理事



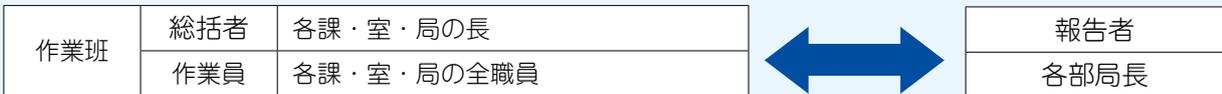
推 進 部 会	部 会 名	部 会 員
	総務部会	総務課長、財務課長、税務課長、市民課長、出納室長
	生活福祉部会	福祉課長、子育て支援課長、生活環境課長、クリーンセンター所長、保健推進課長、保険年金課長、長寿介護課長
	事業部会	土木課長、都市計画課長、産業振興課長
	上下水道部会	上下水道業務課長、上水道工務課長、下水道工務課長
	教育部会	教育総務課長、生涯学習課長、岩出図書館次長
	事 務 局	市長公室

岩出市後期基本計画ワーキンググループ

推進部会の議題に対し、特に事前協議が必要な場合



ワーキング班



岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

平成 11 年岩出町訓令第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、岩出市長期総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、設置する組織について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 総合計画を策定するため、岩出市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 本部は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に、次の役員を置く。

(1) 本部長 1 人

(2) 副本部長 2 人

3 本部長は、市長をもって充て、本部を総括する。

4 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第 4 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合計画案の調査、審議及び決定に関すること。

(2) 総合計画の策定について特に必要と認めること。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(推進部会)

第 6 条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うための組織（以下「推進部会」という。）を置く。

2 推進部会は、総務部会、生活福祉部会、事業部会、上下水道部会及び教育部会とし、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 推進部会に部会長を置くこととし、総務部長、生活福祉部長、事業部長、上下水道局長及び教育部長をもって充て、それぞれの推進部会を総括する。

4 本部の者のうち、理事及び生活福祉部次長にあっては、それぞれ担当する推進部会の部会長を補佐する。

(推進部会の任務)

第 7 条 推進部会は、本部の指示により、次に掲げる事項を処理する。

(1) 総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査及び研究に関すること。

(2) その他総合計画に関すること。

(庶務)

第 8 条 本部及び推進部会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 12 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日訓令第 23 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 7 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日訓令第 12 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 30 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 23 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

本 部	
市長、副市長、教育長、総務部長、生活福祉部長、事業部長、上下水道局長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、理事	

別表第 2（第 6 条関係）

推進部会	
総務部会	総務課長、財務課長、税務課長、市民課長、出納室長
生活福祉部会	福祉課長、子育て支援課長、生活環境課長、クリーンセンター所長、保健推進課長、保険年金課長、長寿介護課長
事業部会	土木課長、都市計画課長、産業振興課長
上下水道部会	上下水道業務課長、上水道工務課長、下水道工務課長
教育部会	教育総務課長、生涯学習課長、岩出図書館次長

後期基本計画策定の経過

年 月 日		項 目	内 容
平成26年	5月1日	第1回岩出市長期総合計画策定本部会議	策定方針、庁内策定体制等について
	5月9日～12日	岩出市長期総合計画策定推進部会(第1回)	前期計画の検証、各種データ収集等について
	7月14日～18日	まちづくり子どもアンケート	対象：各小学校5年生のうち 1クラス 各中学校2年生のうち 2クラス
	8月1日～9月1日	まちづくりアンケート	対象：市内在住の20歳以上の方 2,500人
	8月4日～12日	各課ヒアリング	・前期計画の検証 ・後期計画の体系を検討 ・新規事業提案等
	8月～9月	市政懇談会意見の集約 まちづくり子どもアンケート集計	各種ニーズ、課題の把握
	9月～10月	まちづくりアンケート集計	各種ニーズ、課題の把握
	11月	計画体系骨子案作成	
	12月22日～24日	岩出市長期総合計画策定推進部会(第2回)	計画体系骨子案、各種ニーズへの対応状況について
平成27年	2月23日～27日	各課ヒアリング	・計画体系骨子案の確認 ・各種データによる成果評価 ・各種ニーズへの対応状況
	3月～4月	計画素案作成	
	4月23日	第2回岩出市長期総合計画策定本部会議	計画素案、進捗状況と今後の作業計画について
	4月27日～5月15日	各章別ワーキング	基本計画における総括作業
	6月～11月	計画素案の修正と調整	
	12月7日～1月8日	パブリックコメント	
平成28年	1月25日～28日	岩出市長期総合計画策定推進部会(第3回)	最終校正及び確認作業
	3月	第3回岩出市長期総合計画策定本部会議	計画の決定

【あ行】

●アイキャッチャー

人の目を引きつけ、繰り返し見せることによって、特定のものを連想させるようなもの。

(P36)

●ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

(P23、P27、P63)

●一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅し、計上した会計。

(P10、P12)

●一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。

(P11)

●インフラ

インフラストラクチャーの略。国民の福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設。

(P10、P11、P12、P29)

●SNS

Social Networking Service (ソーシャル ネットワーキング サービス) の略。インターネット上の交流を通して、人間関係を構築するサービス。

(P105、P106)

●NPO

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

(P53、P55)

●LED

発光ダイオードの略。白熱電球と比べると省エネ・長寿命であることが特徴。

(P47)

【か行】

●街区公園

主として街区（市街地の中にある道路に囲まれた区画）に居住する者の利用を目的とする公園。0.25ha を標準とする。

(P22)

●稼働年齢者

高校生以外の15歳以上65歳未満の者。(疾病や障害で働けない者を除く。)

(P101)

●基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられるもの。

(P12)

●繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支払われる経費。

(P11、P12)

●グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

(P4、P73)

●経常収支比率

人件費、扶助費(社会保障に要する費用)、公債費などに税金などの経常的な収入がどれだけ割り当てられているかを示す指標。低いほど財政に弾力性がある。

(P112)

●公債費

市が借り入れた地方債の元利償還金等の返済に支払われる経費。

(P11)

【さ行】

● サイクルアンドバスライド

自宅や職場等からバス停近くの駐輪場まで自転車を利用し、そこからバスに乗り継いで目的地に向かう方法。

(P26)

● 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。1.0を超えれば地方交付税の不交付団体となる。

(P112)

● ジェネリック医薬品

一般的に広く使用され、これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格な医薬品。

(P87)

● 市債

市が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。

(P11)

● 自治体クラウド

地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図ること。

(P27)

● 実質赤字比率

福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

(P12)

● 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

(P12)

● 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略。

(P92)

● 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略。

(P89、P92)

● 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略。

(P92)

● 情報リテラシー

情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

(P69)

● 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

(P12)

● スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

(P63)

● スクールソーシャルワーカー

学校や家庭など、子どもの置かれている環境による問題に対処するため、関係機関等と連携して問題解決へと導くことを目的として教育現場に配置された、社会福祉に関する専門的知識を有する者。

(P63)

【た行】

●DM

ダイレクトメールの略。
(P42)

●DTP

Desktop publishing (デスクトップ パブリッシング) の略。出版物の原稿作成や編集、レイアウトなどの作業をコンピューターで行うこと。
(P106)

●DV

ドメスティックバイオレンスの略。配偶者、またはパートナーからの暴力。身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などを含む。
(P79、P97)

●投資的経費

道路、橋梁、学校などの建設事業を主に支払われる経費。
(P11、P12、P112)

●特定財源

財源の用途が特定されているもの。
(P11)

●特別会計

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。
(P10、P12、P86)

●都市緑地

主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地。0.1ha以上を標準とする。
(P22)

【な行】

●年金生活者支援給付金法

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の略。
(P87)

●ノーマライゼーション

すべての人が家庭や地域社会でともに生活している社会が通常の社会であるという考え方。
(P99)

【は行】

●ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
(P42、P43)

●ハブ空港

さまざまな地域からの航空路が集中し、人や物がそれぞれの目的地に向かって乗り換えや積み替えてきけるような中継点となる空港。
(P107)

●パブリックコメント

行政などが計画の策定や改廃を行うとき、原案を公表し、住民からの意見を求め、その意見を考慮して決定する制度。
(P105、P119)

●バリアフリー

日常生活や社会生活における障害や、障壁などを取り除いていくこと。
(P26、P69)

●ビオトープ

地域の野生の生きものが暮らす場所。
(P32)

●PDCA

Plan (計画)、Do (実行)、Check (検証)、Action (改善) の頭文字をそろえたもので、計画を確実に実行し、次の計画に活かしていく過程のこと。
(P3、P112)

●扶助費

生活保護、児童・老人・障害者福祉などの各種法令に基づき被扶助者に支払われる経費。
(P11、P12)

●普通会計

財政比較や統一的な掌握を行うために、地方財政統計上統一的に用いられる会計。

(P11、P12、P112)

●ブロードバンド化

一般的にインターネットなどのネットワーク回線の高速化を表し、また、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービスのこと。

(P27)

●ポジティブアクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、職種や役職等において男女労働者の間に差が生じている場合に、それを解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組。

(P79)

【や行】

●有収率

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

(P28)

【ら行】

●リノベーション

既存建物を大規模改装し耐震性や省エネ性能など、用途や機能を刷新・高度化し、建築物に新しい価値を加えること。

(P22)

●レセプト

病院や診療所などが医療保険の負担分の支払いを保険機関に請求するための書類。診療報酬明細書。

(P86、P87)

●連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化度合いを示すもの。

(P12)

●ロードサイドショップ

幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自動車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。

(P13、P21、P50、P52)

【わ行】

●ワイファイスポット

外出先で無線によるインターネット接続が可能な場所。

(P37)

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

(P79)

岩出市市民憲章

私たちは 緑の山と紀の川の清流に
育まれた岩出市の市民であることに
誇りをもち 平和を重んじ豊かなまちを
つくるためにこの憲章を定めます

- 一. 自然を大切にきれいなまちをつくりましょう
- 一. 人を愛し助けあう笑顔のまちをつくりましょう
- 一. 健やかで生きがいをもつ市民になりましょう
- 一. 教養を高め歴史と文化を愛する市民になりましょう
- 一. 産業を育成し活力あふれるまちづくりに努めましょう

第2次岩出市長期総合計画 後期基本計画

平成28年3月

発行 岩出市

編集 岩出市市長公室

〒649-6292 岩出市西野209番地

TEL 0736(62)2141

FAX 0736(63)0075

ウェブサイト <http://www.city.iwade.lg.jp/>

電子メール koushitsu@city.iwade.lg.jp
